

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学  
一般入学試験（A日程・8月27日分）

試験科目：民事訴訟法

## 1. 出題趣旨

〔1〕将来給付の訴え（民訴135条）について、どのような場合に訴えの利益が認められるのかを具体例を挙げて説明するように求めるものである。

〔2〕訴訟委任による訴訟代理人は、弁護士代理の原則と民事訴訟法55条が包括的な代理権を認めている趣旨について説明を求めるものである。

〔3〕既判力の作用は、確定判決で示された判断に生じる既判力はどのような形で作用するかを問う問題である。

## 2. 採点実感

〔1〕については、将来給付の利益が認められる場合として昔から挙げられていた定期行為の場合などに言及したうえで、将来の損害賠償請求に関する最高裁の立場に触れることを期待していたが、前者については全く触れていない答案が大半であった。

〔2〕については、民事訴訟法54条と55条に触れずに解凍しているものがあつた。常に条文を基本に解答する基本的な姿勢が必要である。

〔3〕は極めて不正確な記述をしている答案が多かつた。そもそも既判力がどのような場合に作用するのかについて、全く触れていないため、評価が低くなつていた。

## 3. 学習方法

民事訴訟法の基本書を通読せず、体系的な理解を身に着けない限り、司法試験でよい成績をおさめることは難しいと思います。